

令和8年度

鳥栖市 SAGA ゼロカーボン

加速化事業補助金

申請の手引き

令和8年4月20日 Ver.1.1

令和8年4月24日 Ver.1.2

鳥栖市

環境課

補助金の申請にあたっては、「鳥栖市 SAGA ゼロカーボン加速化事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)」や「本手引き」、「よくある質問」をよく確認いただき、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1 補助制度の概要

市では、家庭用の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援することで、域内における脱炭素社会の推進を図ることを目的として、補助金を交付します。

なお、本事業は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用して実施します。

2 補助対象者

補助金交付の対象者は、交付要綱で定める者（以下「補助対象者」という。）とします。

- 以下のすべてに該当する者であること。
 - ・市内に住所を有する又は有する予定であること。
 - ・補助対象事業で設置する設備を導入する住宅に居住又は居住予定であること。
 - ・同様の補助金等の交付を受けた者が同一世帯内にいないこと。
 - ・補助対象事業について、国からの他の補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
 - ・市町村税を滞納していないこと。

3 補助対象設備等

【共通要件】

- ・鳥栖市の区域内に設置されるものであること。
- ・太陽光発電設備（自家消費型）と蓄電池は、**必ずセットで導入**すること。
- ・補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。他に所有者がいる又は自らの所有でない場合は、所有者に設置についての承諾を受けていること。
- ・同一補助対象者からは1回までを申請の上限とする。
- ・増設は対象外とする。既存の設備を全て撤去し新たに導入する場合は補助対象とする。ただし、以下の①～④要件を満たす必要があります。①新たに導入した後、発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること、②法定耐用年数期間を満了していること、③FIT認定を受けている場所でないこと（卒FITでないこと）。④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。

【設備ごとの要件】

①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象設備	・本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定を取得しないこと。 ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ・太陽光発電設備で発電して消費する電力量（自家消費量）を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。 ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10 kW 未満であること。 ・発電量を計測する機器を備えること。 ・各種法令等を遵守した設備であること。 ・商用化され、導入実績があるものであること。 ・中古設備でないこと。 ・P P A ・リースにより導入されるものでないこと。 ・住宅のある敷地内に設置するものであること。 ・住宅兼店舗・事業所等の場合、発電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分のみで消費すること。 ・ソーラーカーポート又は建材一体型太陽光発電設備ではないこと。 ・その他、国実施要領別紙 2 の 2 . ア（ア）の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。
補助金額	<p>下記の単価に太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW 単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額。</p> <p>7 万円/kW 上限額 35 万円</p> <p>●補助金算定（例）</p> <p>例 1）太陽光発電出力 4kW</p> <p>7 万円 × 4（kW）= 28 万円 【補助額】 28 万円</p> <p>例 2）太陽光発電出力 6.5kW</p> <p>7 万円 × 6（kW）（小数点以下切り捨て）= 42 万円</p> <p>補助上限が 35 万円のため補助額は 35 万円。 【補助額】 35 万円</p>

②蓄電池

補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・家庭用蓄電池（20kWh 未満）であること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。 ・各種法令等を遵守した設備であること。 ・商用化され、導入実績があるものであること。 ・中古設備でないこと。 ・PPA・リースにより導入されるものでないこと。 ・定置用であること。 ・住宅兼店舗・事業所等の場合、蓄電した電力は、店舗・事業所等を除く住宅部分でのみ消費すること。 ・その他、国実施要領別紙2の2.ア(イ)の「交付要件」を満たす蓄電池であること。
補助金額	<p>補助対象経費(工事費込み・税抜き)×1/3 (千円未満切り捨て) 上限額47万円</p> <p>ただし、14.1万円/kWhの1/3(4.7万円/kWh)を上限とする。</p> <p>※「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、<u>kwh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値</u>を用いる。「初期実効容量」ではないことに注意。</p> <p>●補助金算定(例)</p> <p>例1)蓄電容量10kwh、補助対象経費130万円(工事費込み・税抜き)</p> <p>①130万円 ÷ 10(kWh) = <u>13万円/kWh</u> →14.1万円/kwh以下のため、</p> <p>②<u>13万円/kWh</u> × 1/3 × 10(kWh) = 43.3万円 【補助額】43.3万円 (千円未満切り捨て)</p> <p>例2)蓄電容量12kWh、補助対象経費180万円(工事費込み・税抜き)</p> <p>①180万円 ÷ 12(kWh) = 15万円/kWh →<u>14.1万円/kWh</u>を超えるため、</p> <p>②<u>14.1万円/kWh</u> × 1/3 × 12(kWh) = 56.4万円 →<u>47万円</u>を超えるため、(千円未満切り捨て) 補助上限が47万円のため補助額は47万円 【補助額】47万円</p> <p>例3)蓄電容量5.28kwh、補助対象経費150万円(工事費込み・税抜き)</p> <p>①150万円 ÷ 5.2(kWh)<u>(小数点第二位以下切り捨て)</u> = 28.8万円/kWh →<u>14.1万円/kWh</u>を超えるため、</p> <p>②<u>14.1万円/kWh</u> × 1/3 × 5.2(kWh) = 24.4万円 【補助額】24.4万円 (千円未満切り捨て)</p>

4 補助対象経費

補助対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。本手引き中「国実施要領」という。）別表第1に定める経費です。

なお、機器保証料、消費税額及び地方消費税額等は補助対象外経費となります。

5 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。

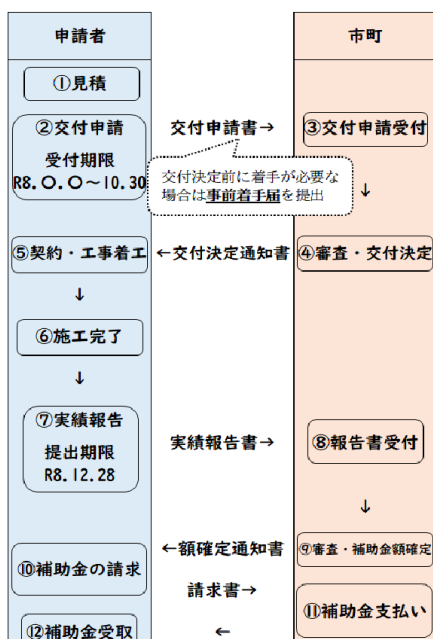
※事業着手（契約及び工事着工）は必ず、市からの交付決定日以降にしてください。市からの交付決定前に事業着手（契約及び工事着工）したものは補助対象外となります。ただし、やむを得ない理由により、交付決定前に事業着手する必要がある場合においては、あらかじめ、事前着手届（様式第2号）を提出することで、交付申請以降であれば事前着手することができます。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手とみなします。

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

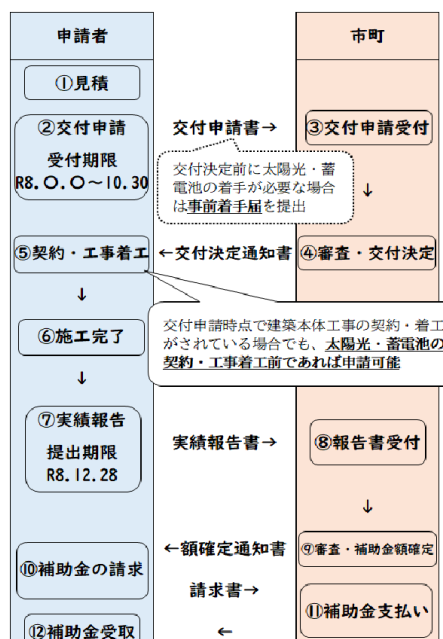


①通常の場合（太陽光発電・蓄電池のみの発注・契約）



※建築工事が完了している建売住宅を購入し、太陽光発電・蓄電池を新たに設置する場合も対象

②新築住宅の建築と併せて太陽光発電・蓄電池を設置する場合



※ 交付決定前に、太陽光・蓄電池の設置工事を含めて建築本体工事の契約をされている場合は対象外

×	例1	交付決定前に、パネル設置工事を含めて新築の工事契約
×	例2	交付決定前に、パネル設置がされている建売を売買契約
○	例3	交付決定後に、パネル設置工事を含めて新築の工事契約
○	例4	交付決定前に新築の工事契約をしたが、交付決定後にパネル設置工事を別途契約
○	例5	交付決定前に建売の売買契約をしたが、交付決定後にパネル設置工事を別途契約
○	例6	パネル設置工事が既に完了した建売住宅を、交付決定後に売買契約

6 交付申請について

(1) 受付期間

令和8年4月20日(月)8時30分から令和8年10月30日(金)17時15分まで

※受付開始以降、月末締めにて、申請受付の中から補助予定者を決定

(この時点では交付決定ではありません)。その後、審査の上で交付決定します。

※月末締めの時点で、残りの補助件数を超えた申請受付の数となった場合、補助予定者を抽選にて決定します。

※残りの補助件数を超える申請数となった月末締め時点にて、受付終了とします。

※郵送の場合、期日までの消印があるものを有効とします。

(到着確認までに時間を要することがありますので、郵送の旨の御連絡をお願いします)

※持込の場合、令和8年10月30日17時15分までに提出いただいた書類を有効とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は必ず、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法としてください。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控えを保管しておいてください。

※持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除いた平日8時30分から17時15分までに提出してください。なお、受取りのみ行い、その場での審査は行いません。

(3) 提出先

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市 市民環境部 環境課

(4) 提出書類

書類		備考
交付申請書(様式第1号)	○	
事前着手届(様式第2号)	△	・やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合は提出すること。
事業計画書(別紙1)	○	5 補助対象経費明細は、太陽光発電設備、蓄電池それぞれ分けて記載すること。見積書で記載が分かれていない場合には、合理的な説明がつく按分計算をして切り分けること。
自家消費割合計算書(別紙2)	○	・「年間発電量見込」及び「過去1年間の電力使用量」の算定根拠となる資料を添付すること。(新築の場合は、「年間発電見込」の根拠資料のみ添付すること。)

確認書（別紙3）	○	
目標価格での調達に関する申立書（別紙4）	△	・蓄電池の価格が12.5万円/kWh以下となるよう努めたが調達することが困難な場合且つ複数事業者の見積書を提出できない場合に提出すること。
承諾書（別紙5）	△	・他に所有者がいる又は自らの所有でない場合に提出すること。
市町村税の滞納がないことの証明書	△	・市税の納付状況について市が確認することに同意されない場合、或いは申請年の1月1日時点で鳥栖市に所在がない場合に提出すること。
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	○	・発行日から3か月以内のもの。 ・登記情報提供サービスは不可。 ・登記事項証明書（建物）の種類が「居宅」であること。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅を所有していない場合は、実績報告時に提出すること。
補助対象設備の設置に係る見積書の写し （内訳の記載があるもの）	○	・型番、数量、経費の内訳の記載があるもの。 ・太陽光発電設備、蓄電池それぞれの経費を明確に分けて記載するよう努めること。 ・佐賀県ローカル発注促進要領に準じ、県内企業からの調達に努めること。（※） ・蓄電池の価格が12.5万円/kWhを超える場合は、複数事業者の見積書を提出若しくは「目標価格での調達に関する申立書（別紙4）」を提出すること。
補助対象設備の配置図及び住宅の位置図	○	・平面図等に補助対象設備の配置を示すこと。
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し	○	
補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真	○	・住宅の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置予定箇所の全景を写したもの。（新築の場合は、建築・設備設置予定地を撮影したもの）
県外企業と契約する理由書	△	・やむを得ない理由により、県外企業と契約を行う必要がある場合は発注等契約に類する行為を行う前までに提出すること。
工事の内容が分かる書類	○	・システム系統図、配線図等が分かる書類

○：全員提出 △：該当する者のみ提出

(※)「佐賀県ローカル発注促進要領」に準じ、補助金の交付を受ける者は、県内の企業を優先的に活用してください。県外の企業から調達するときは、当該企業に発注等契約に類する行為を行う前までに当該要領で定める理由書を提出しなければなりません。

また、複数の企業から見積を徴取し比較する等、価格低減に努めてください。

【県内企業の定義】

- ・ 県内に本店を有する者
- ・ 県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が、50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業者数が50人以上の者
- ・ 誘致企業
- ・ 国等の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）

(5) 交付申請時の留意事項

①住宅について

戸建ての家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のものとなります。また、新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当するもの）も含むものとします。

なお、交付要件を満たす設備がすでに設置された戸建売住宅を購入する場合、新築住宅であって、当該設備が未使用である場合に限り、交付対象となります。

②所有について

補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとします。他に所有者がいる又は自らの所有でない場合は、所有者に設置についての承諾を得ていることを誓約していただきます。なお、自らが所有する又は所有する予定の場合は、実績報告時において当該住宅を所有していることが必要です。

③住居について

住居の要件は、住民票における住所で確認します。当該年度内（R9年3月末時点）において補助対象設備を設置する住宅の住所と住民票の住所が一致する必要があります。

④カラー写真について

交付申請時は施工前の写真を、実績報告時は施工前・施工後両方の写真を提出いただきます。施工前後で比較できるように、同じ角度から撮影したものをご提出ください。また、日没後の撮影等で住宅の全景及び設備設置（予定）箇所がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する場合があります。

なお、写真は設備の台数が確認できるように撮影することとし、特に太陽光発電設備においては、パネル枚数が確認できるように撮影してください（一枚の写真に納まりきらない場合は、目印を置いて複数枚に分けて撮影すること。）。

⑤補助対象となる住宅数について

補助対象となるのは1補助対象者につき、原則1つの住宅です。例えば、県内に複数の住宅を有し

ている場合、また、1つの敷地内に2つの住宅がある場合は、1つの住宅しか補助対象になりません。なお、二世帯住宅など住宅の所有者が複数いる場合は、その限りではありません。

⑥申請回数の上限について

1補助対象者又は1住宅につき、1回までを申請回数の上限とします。また、同様の補助金等の交付を受けた者が同一世帯内（自らを含む。）にいる場合は補助対象外となります。

⑦補助対象経費の支払方法について

金銭取引の客観性を担保するため、支払方法は原則、銀行振込とします。手形や小切手による支払いは認められません。

また、原則、実績報告時までには支払いを完了していることが必要です。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

7 補助事業の変更・中止について

補助事業の内容を変更しようとする場合や補助事業を中止する場合は、あらかじめ下記の手続きが必要です。

・補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。） ・補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の20%以下の増減を除く。）しようとする場合	変更承認申請書（様式第5号）に変更後の事業計画書（別紙1）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、提出してください。
・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合	中止承認申請書（様式第8号）を県まで提出してください。
・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合	速やかに報告してください。

8 実績報告について

（1）提出期限

下記①②のいずれか早い日の17時15分まで

① 補助事業の完了の日から30日を経過する日

② 令和8年12月28日（月）

※事業の完了は、施工業者への支払完了日とします。

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

※郵送の場合、期日までの消印がある書類を有効とします。

※持込の場合、期日の17時15分までに提出いただいた書類を有効とします。

（2）提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※持込の場合、土曜日・日曜日・祝日を除いた平日8時30分から17時15分までに提出してください。

※郵送の場合は必ず、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法としてください。

※実績報告書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市 市民環境部 環境課

(4) 提出書類

書類		備考
実績報告書（様式第10号）	○	
事業実績報告書（別紙6）	○	5 補助対象経費明細は、太陽光発電設備、蓄電池それぞれ分けて記載すること。
補助対象設備の設置に係る契約書の写し	○	・交付決定日以降に契約締結を行っているもので、収入印紙が貼付され、消印があるもの。 ・申請者と契約者（複数の場合は代表者）が同一であること。
補助対象設備の設置に係る領収書の写し （内訳の記載があるもの）	○	・申請者あて発行されたもので収入印紙が貼付され、消印があるもの。 ・領収日、金額、支払い内容、並びに発行者の氏名、住所及び押印を確認できること。 【ローン、クレジットの場合】 ・契約書等の写し ・初回の支払いが完了したことを証する書類 ※設備の所有権が申請者に移転していることが必要。
補助対象設備の保証書の写し	○	・製造事業者が発行したもの。 ・申請者の氏名及び住所、製造事業者名、型番、保証開始日及び保証期間を確認できること。
補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真	○	・施工後は、住宅の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置箇所の全景を写したもの。
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	△	・発行日から3か月以内のもの ・登記情報提供サービスは不可。 ・登記事項証明書の種類が「居宅」であること。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・ <u>新築等の場合で、申請時に提出していない場合のみ提出すること。</u>

○：全員提出 △：該当する者のみ提出

9 交付請求

実績報告の提出後、額の確定通知を受けてから、補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。なお、支払い方法は精算払いとします。

補助金交付請求書に記載する口座情報は必ず通帳をご覧になりながら記載してください。

10 その他留意事項

(1) 財産管理について

補助対象者は、補助事業により取得した設備について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

天災地変その他自らの責めに帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは財産毀損・滅失届出書（様式第14号）を市長に提出してください。

(2) 太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量等について

補助対象者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績を記録し、市長から報告の求めがあった場合に報告しなければなりません。発電量、自家消費量等の根拠となる資料の提出も求めますので、モニター画面等を撮影した写真やWEBサイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

太陽光発電設備により発電した電力の自家消費割合が30%に満たない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

(3) 環境価値の取引の制限について

法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）についてJ-クレジット制度への登録を行わないでください。

(4) 財産の処分の制限について

補助対象者は、補助事業により取得した設備（取得価格が50万円以上のもの）について、処分の制限を受けます。やむを得ず減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める処分制限期間内に財産処分を行う場合は、財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

なお、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、処分制限期間内に財産処分を行った場合、補助金の全額又は一部返還が必要になる場合があります。

(5) 書類の整備保管について

補助金に係る書類については、事業終了年度の翌年度から5年間（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める処分制限期間を経過しない場合は、処分制限期間が経過するまでの間）保管する必要があります（データ保管が

可能なものは、データで構いません。)

【一般的な設備の法定耐用年数】

- 太陽光発電設備（自家消費型）：17年
- 蓄電池：6年

(6) 売電により収益が発生した場合の補助金の返還について

売電により収益が発生した場合、補助金の返還が必要になる場合があります。

事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、収益納付の要・不用を判断することになっています。

計算式：収益納付額 = (A - B) × (C / D) - E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※相当の収益が生じた場合とは、収益額【A】 - 控除額【B】 > 0となる場合をいいます。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

【問合せ先】

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町

鳥栖市 市民環境部 環境課

TEL:0942-85-3557

FAX:0942-83-3310

Email:kanky@city.tosu.lg.jp